

令和7年度 長野原町伝統文化芸能育成補助事業のご案内

長野原町では、古くから地域に根ざした伝統芸能や祭りの継承を支援するため、講師料、使用する用具類の修繕及び購入に係る費用に対し、補助金を交付します。

●事業概要

1 補助対象事業者

伝統文化芸能活動等を行っている団体又はこれに準ずる地域住民が組織する団体

2 補助対象経費の範囲

(1)講師料、(2)衣装費、(3)舞台道具、(4)衣装箱及び道具格納庫などの修繕又は購入に係る経費とし、交付決定後に着手(発注)し、同一年度内に完了することが見込まれるものとします。

3 補助率及び補助金額

補助率は2分の1以内で、補助金額は1団体の上限は30万円とします。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

●申請の手続き

1 補助金申請

町役場教育課文化財係、又はやんば天明泥流ミュージアムにある申請書(様式第1号)に記入し、下記の添付書類を添えて、申請期限内に提出してください。申請書等は長野原町のホームページからもダウンロードできます。

添付書類：団体の概要(構成員名簿・規約)、事業計画書、収支予算書、見積書

2 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月13日(火)まで

3 交付決定

申請書類を審査し、補助金を交付することが適当と認められた場合、補助金の交付を決定し、その旨を通知いたします。(5月下旬~6月初旬)

4 交付決定後の手続き

補助対象事業の着手(発注) (交付決定通知書受理後)

↓

実績報告書の提出 (事業終了後1ヶ月以内)

↓

補助金の交付 (実績報告書提出後、2週間程度)

お問い合わせ(書類提出先)

教育課文化財係 富田・田中

0279-82-4517